

[考え方]

・著作物の部分的再現の場合、創作的表現部分を有形的再製していないと複製とはいえない

61 - C スターデジオ（東京地判平成12年5月16日）

[事案]衛星による音楽放送システムにおける受信装置内でのRAM(書込み可能な記憶装置)への一時的蓄積について、複製権侵害の成否が争われた

[考え方]

・著作物の一時的・過渡的再現は、複製とはいえない

50 - A キャンディ・キャンディ（最判平成13年10月25日）R2、H25、予R6

[事案]著述家の原作原稿を基に作成された連載漫画に基づいてリトグラフ用原画等を作成し利用することについて、複製権・翻案権侵害の成否が争われた

[考え方]

・原著作物の著作者の権利範囲は、二次的著作物の作成に際して新たに付加された部分のみの利用にも及ぶ⁴⁹

【原著作物の権利範囲】 R2、H25、予R6

二次的著作物の著作者が有するものと「同一の種類を専有する」(28) 原著作物は、新たに付加された部分の利用についても権利行使できるように思える。キャンディ・キャンディ事件⁵⁰においても、二次的著作物である以上原著作物に依拠しないものはないことや、原著作物の創作的表現を引き継ぐ部分と二次的著作物の著作者独自の創作的表現部分との分離困難を理由に、同様に解している。

しかし、そのように考えると、創作した者を保護するという法の趣旨に反するうえに、原著作物を際限なく保護することになる。また、上記困難は一般化されるべきではなく、現にポパイネクタイ事件⁵¹は、新たに付加された部分の判断をしている。

したがって、原著作物の二次的著作物に関する権利範囲は、**原著作物の表現が直接感得できる部分**と考える。⁵²

【二次的著作物の権利範囲】 H28、予R6

二次的著作物は、原著作物にはない新たに付加された創作的表現を有することを理由に著作物としての保護が認められるものである。

したがって、二次的著作物の著作者の権利範囲は、**新たに付加された創作的な表現部**

⁴⁹ 学説上の反対が強く、中には本判決の射程を連載漫画に限定する考え方もある。

⁵⁰ 東京高判平成12・3・30。なお、上告審においても基本的には支持されている。

⁵¹ 最判平成9・7・17。

⁵² 中山190頁、小泉ほか217頁。

分と考える。(ポパイネクタイ事件)

[H28 採点実感]

「…二次的著作物の著作者の権利範囲については、前掲最高裁判決【ポパイネクタイ事件】を念頭に置くべきであるところ、最高裁判所平成13年10月25日…【キャンディ・キャンディ事件】が問題となると勘違いした答案が散見された」

62 - B 音楽教室：控訴審（知財高判令和3年3月18日）

[事案]音楽教室における教師及び生徒の演奏について、演奏権における「公衆」の意義が問題となった

[考え方]

・特定とは、演奏権の主体と演奏を聞かせようとする目的の相手方との間に**個人的な結合関係があること**をいう⁵³

・「公衆」(22)は、**演奏主体とは別の者を指す**

[著作権法上の公衆]

| | 特定 | 不特定 |
|----|--------|-----------|
| 多数 | 公衆(2V) | 一般的な意味の公衆 |
| 少数 | 非公衆 | |

63 - C ロケットニュース 24（大阪地判平成25年6月20日）

[事案]ウェブサイト「ロケットニュース 24」において、「ニコニコ動画」にアップロードされていた他人の動画のインラインリンク（埋め込み表示）を張ったことについて、公衆送信権侵害の成否が争われた

[考え方]

・インターネット上でリンクを張る行為は、リンク先コンテンツの送信にはあたらない

64 - A 中古ソフト（最判平成14年4月25日） R3、H24

[事案]適法に需要者に購入されたゲームソフトを購入者から買い入れ中古品として販売するしについて、頒布権侵害の成否が争われた

[考え方]

・公衆に提示することを目的としない映画の著作物の複製物の譲渡については、頒布権は、いったん適法に譲渡されたことにより、その目的を達成したものとして**消尽する**

⁵³ 島並ほか149頁は、一般論として、「特定者と不特定者とは、事前の人的結合関係の強弱によって区別される」と述べている。